

海外における地名等の商標出願・登録問題について

- ・ 商標制度の国際比較
 - ・ 特許庁の総合支援策
 - ・ (参考) 中国で異議申し立てが認められた事例等
- 別添 中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への
総合的支援策について(平成20年6月4日報道発表資料)

平成20年6月
特 許 庁

・ - 1 商標制度の国際比較

各国概ね同じだが、若干差異のあるルール

【世界における地名・周知商標についての登録の基準の比較】

	日本	米国、欧州共同体	韓国	中国
国内の需要者に周知な外国地名が商標出願された場合	指定商品の産地名として認識されている場合には出願拒絶	指定商品の産地名として認識されている場合には出願拒絶	指定商品の産地名として認識されている場合及び顕著な地理的名称は出願拒絶	公知の外国地名は出願拒絶
国内の需要者に周知な外国の商標が出願された場合	出願拒絶（注１）	出願拒絶（注１）	出願拒絶（注１）	出願拒絶（注１）
外国においてのみ周知な商標が出願された場合	不正目的の出願は拒絶	—	不正目的の出願は拒絶	— （注２）

（注１）ただし、周知な商標を正当に保持する本人の出願であれば、他に拒絶の理由がなければ、登録可能。

（注２）中国国内で先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録した場合、異議・無効審判可能（中国商標法第３１条）。

・ - 2 商標制度の国際比較

2. 国内の需要者に周知な外国地名が商標出願された場合

(1) 当該商標出願が拒絶されるため、正当な使用が妨げられない。

日本、欧州(OHIM)、米国(USPTO) 韓国(KIPO)の商標制度において、外国の地名は、当該国等の需要者の判断を基準として、指定商品との関係で商品の産地名として認識されている場合には、商標出願が拒絶される。これに加えて、韓国では顕著な地理的名称のみからなる商標出願が拒絶される。

中国現行法では、中国国内で公知の外国地名について、指定商品との関係にかかわらず商標出願が拒絶される。

(2) 原則に反して、商品の産地名が商標として出願・登録されてしまった場合であっても、以下を主張・立証して異議・無効審判の手続により登録を無効とすることが可能。

当該地名が当該国等の需要者に指定商品の産地名であると認識されること
中国においては既に当該国において外国地名として公知であったこと

(3) 中国を含む各国等においては、無効等の手続前であっても、商標としてではなく単に産地や販売地を示す名称として地名を表示する場合には、当該地名の商標権が及ばないとする、商標権行使の制限規定が設けられており、正当な使用が妨げられない

・ - 3 商標制度の国際比較

3. 国内の需要者に周知な外国の商標が出願された場合

(1) 他人による当該商標出願が拒絶される。周知商標を正当に保持する本人の出願は、他に拒絶理由がなければ登録可能。

日本、中国、台湾、欧州(OHIM)、米国を含む主要国等の商標制度においては、当該国等の需要者の間で周知である商標は保護される旨の規定が設けられている。

(2) 外国においてのみ周知な商標の保護

これに加え、我が国商標法第4条第1項第19号においては、外国でのみ周知な商標であっても不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等)がある場合には商標登録できない旨規定されており、同規定に係る商標審査基準において、以下の条件を満たす場合は不正目的の存在を推認する扱いとしている。

一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。

その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること。

(注1) 中国においては、中国国内で先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録した場合、異議申立・無効審判可能(中国商標法第31条)。

(注2) 韓国においては、日本と同様、外国において周知な商標が、不正な目的で出願された場合は拒絶(韓国商標法第7条(1)(xii))。

中国・台湾での我が国地名の第三者による商標 出願問題への総合的支援策(平成20年6月4日)

- 中国・台湾において我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでおり、これによって**我が国の企業等の現地でのビジネス展開に支障が生ずるリスクが増加**。
- このような事態に対処するため、特許庁ではJETRO等関係機関と連携し、**自治体・地域企業等関係者への情報提供**を行うとともに、**早期の商標登録や取消請求等の自発的な取組への支援**など、今後総合的に支援を強化。

中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供

- ✓ 6月末までに以下の3つのマニュアルを作成し、全ての都道府県及び政令指定都市に配布するとともに、農水省を通じて農業関連団体にも配布。また、JETRO・交流協会・特許庁のウェブサイトから提供するとともに、自治体等関係者を対象とした**説明会・セミナーを開催し、幅広く情報提供を行う**。

中国・台湾で既に行われた商標の出願・登録状況についての調査方法をまとめた「商標検索マニュアル」

都道府県名・地域団体商標の冒認出願(第三者による商標の抜け駆け出願)に対する法的な対応策を判りやすくまとめた「冒認出願対策リーフレット」

法的対応・手続等の詳細について解説した「商標冒認出願対策マニュアル」

北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

- ✓ 特許庁の委託事業により、JETRO北京センター及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置し、中国・台湾における商標制度の解釈や、出願・審判・訴訟等の手続きについて、現地法の専門家が対面・電話・メールによる個別の相談に対応。

適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

- ✓ 我が国の地名・地域団体商標等が当該国等で適切に保護されるよう、中国政府等と協議を行う。

中国での我が国の地名の商標出願・登録の状況 (日本貿易振興機構北京代表処知識産権部プレス発表資料より)

(1) 我が国の都道府県名及び政令指定都市名とほぼ同一とみられる商標については、47都道府県名のうち27の名称で、政令指定都市では3つの名称で、確認された。

＜都道府県名(下線は未登録のもの)＞

青森、秋田、福島、長野、静岡、群馬、千葉、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、京都、奈良、和歌山、広島、山口、香川、高知、徳島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島

＜政令都市名(下線は未登録のもの)＞

川崎、名古屋、横浜

(2) 日本で2007年10月30日現在登録されていた地域団体商標(315件)のうち、ほぼ同一の商標は下記の2件

・九谷焼:中国企業の出願、登録済み(2001年9月出願、2003年1月登録)

・美濃焼:中国企業の出願、登録済み(2004年6月出願、2007年4月登録)

このほか、日本の権利者等が関与し出願された案件は下記の2件

・本場奄美大島絨:日本の地域団体商標の権利者である本場奄美大島絨協同組合からの出願(1989年11月出願、2000年11月登録)

・松阪牛及び松阪肉:松阪市の依頼により同市内の中国進出企業により出願、未登録(2006年5月出願)

・(参考)中国で異議申し立てが認められた事例等

異議申し立てにより出願が却下された事例(「青森」商標)

・平成15年6月に、中国業者が中国商標局に「青森」の出願申請を行っていることが判明。青森県・農林水産関係団体が異議申し立て。

・これを受け、同年7月に、青森県知事が中国商標局長等に文書で懸念を表明。特許庁も中国商標局に対して、長官会合等において、中国側へ公正・適正な裁定を依頼。

・平成20年4月までに、中国商標局が異議申し立てを認め、出願を却下する裁定。

(参考)「青森」商標の裁定について

区分	異議申立日	裁定日
第29類(肉・乳製品・水産物等)	平成15年7月25日	平成19年12月29日
第31類(果実・野菜・林業製品等)	平成15年7月25日	
第30類(茶・米・麺類・加工食品等)	平成15年9月12日	平成20年3月3日
第32類(飲料用野菜ジュース・果実のエキス等)	平成16年2月5日	平成20年3月31日
第25類(防水服)	平成16年4月5日	

現在、日本の関係者が中国商標局に商標登録・出願を行っている事例

【本場奄美大島紬】(1989年11月出願。2000年11月登録済)

日本の地域団体商標の権利者である本場奄美大島紬協同組合からの出願

【松阪牛・松阪肉】(2006年5月出願)

松阪市の依頼により同市内の中国進出企業により出願、未登録